

教 育 長	係 長	係



教 育 長	教 頭	係
宮崎 周本		
平成14年6月	14高教職第859号	



各市町村（学校組合）教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

扶養親族の認定等について（通知）

平成14年4月1日から育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴い、育児休業中の者についての扶養親族としての認定に係る所得見込額の算出について、人事委員会において下記のとおり要領が定められましたので、お知らせします。

なお、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、管内の学校へも周知下さるようお願いいたします。

記

○ 育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

- (1) 育児休業期間開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養親族としての認定（以下「扶養認定」という。）の可否を判断する。
- (2) 上記(1)で扶養親族として認定されなかった者については、育児休業手当金（子が1歳に達する日までの30/100支給分）の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。なお、この期間中に支給される育児休業手当金（残りの10/100支給分）は所得見込額に加えるものとする。
- (3) 扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、改めて向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

【例】

- ① 育児休業期間の延長
延長された育児休業期間の開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- ② 見込まれていなかった所得（恒常的な不動産所得等）の発生
当該所得の発生の日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- (4) 上記(1)で扶養親族として認定された者については、育児休業手当金（子が1歳に達する日までの30/100支給分）の支給終了後においても、扶養親族として認定された際の所得状態（所得限度額未満）が継続している状況であれば、改めて扶養認定の可否の判断は要しない。



寄件人	收件人
地址	姓名
电话	职业
邮编	备注

今月 日

Dear Sirs,

I am writing to you to inform you that the goods you ordered have been received and are now in the warehouse. The goods are of high quality and meet your requirements. We are pleased to serve you and hope you will be satisfied with the results.

We are sorry that we cannot deliver the goods earlier, but we are doing our best to speed up the process. We will contact you again when the goods are ready for delivery.

We are very grateful for your order and your patience. We will continue to improve our service and provide you with the best quality goods at the best price.

Yours faithfully,

[Signature]

Very truly yours,

[Signature]

Best regards,

[Signature]

Sincerely,

[Signature]

参考

1 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長なしの事例

育休

ア

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

イ

育休

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可

②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

2 育児休業期間が「1年6月（子は約1歳8か月）」で期間延長なしの事例

育休

ア

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

イ

育休

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可

②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円未満→以後の育休期間中「扶養親族」可能

ウ

育休

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可

②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

3 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（6か月）ありの事例

育休（当初）

ア

育休（延長）

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

イ

育休 育休（延長）

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可

②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

4 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（1年）ありの事例

育休（当初）

ア

育休（延長）

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→当初育休期間中「扶養親族」可能

②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能

（「育休（当初）」で扶養親族認定されている者が、「育休（延長）」においても引き続き扶養親族たる要件を具備している本事例のような場合には、あらためて扶養親族の届出は要しない。）

イ

育休 育休（延長）

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可

②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能

注1： { } : 1歳時点、 : 延長育休開始日、色付け部分（■、■）は「扶養親族」可能をそれぞれ表す。掲載事例は所得見込み時点で見込まれていなかった別所得の発生等の事情は考慮していない。また、図は扶養親族としての認定の可否を表したものであり、扶養手当の支給始期、改定時期は届出の時期に応じて変わることとなる。

2：1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得を見込む際、その時点で職員から育児休業の延長に係る請求がされており、当該育児休業延長が承認されることが確定的である場合は、それを見込んで所得を算定する。